

育児部分休暇の新設について（案）

1. 概要

職員の仕事と育児の両立支援のため、小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育する職員が、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得できる「育児部分休暇」を新設する。

2. 制度内容

(1) 対象職員

正規職員、任期付職員、育児休業代替任期付職員、再任用職員

(2) 取得要件

小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

(3) 内容

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲^{*}で15分を単位として取得できる。

※分割（始めと終わり）も可能

※ただし、育児時間・介護時間・育児部分休業を取得している職員は、合計2時間を超えない範囲で取得できる。

(4) 給与の取扱い

- ・無給（育児部分休業と同様に取得実績に応じて減額）
- ・勤勉手当については、育児部分休暇の取得により勤務しなかった時間を日に換算して30日^{*}を超える場合、全取得時間について7時間45分をもって1日と換算し、勤務期間から除算する。

※育児部分休業を取得した場合は、育児部分休暇との合計で30日

(5) 手続き

申請は月ごとに行い、初回は取得予定日の2週間前までに、継続の場合は取得予定月の前月の給与支給日までに請求する。

(6) その他

他の休暇との併用等については、育児部分休業と同様とする。

3. 実施時期

令和7年4月1日